

市・都民税、所得税の

申告準備はお早めに

2月から市・都民税、所得税の申告受け付けが始まります。期間・会場などは、「広報あきしま」2月1日号でお知らせします。

税理士による確定申告相談(無料)

作成した申告書は、当日提出できませんので、作成に必要な源泉徴収票、印鑑、国民年金保険料・寄附金などの支払いを証明する書類、生命保険料控除証明書などをお持ちください。

還付申告の場合は、還付金の振り込み先の口座が分かるものもお持ちください。なお、車での来場は「遠慮ください」。

◇期日 2月1日(水)～7日(火)の平日

◇時間

*午前9時15分～午後0時30分(受け付けは午前11時まで)
*午後1時30分～4時(受け付けは午後3時30分まで)

※混雑時には、早めに受け付けを締め切ることがあります。

◇場所 市役所市民ホール

◇対象

*年金受給者で、公的年金等の収入金額が40万円を超える方、公的年金の雑所得以外の所得金額が20万円を超える方
*給与所得者で、年末調整をしていない方 など

※高額所得者や相談内容が複雑な方は、各自で税理士に相談するか(有料)、税務署の作成会場をご利用ください。

◇内容 所得税申告書の書き方、所得税・事業税などの申告相談(譲渡・贈与・相続関係の相談を除く)

※申告書を提出するだけの場合は受け付けられません。直接立川税務署へ提出してください。

申告書の作成・提出会場

所得税(復興特別所得税)・贈与税・個人消費税の申告書の作成・提出会場を設置します。公共交通機関でご来場ください。

◇期日 2月9日(木)～3月15日(水)の平日、及び、2月19日(日)・26日(日)

◇時間 午前9時～午後5時(受け付けは午前8時30分から)

※混雑時には、早めに受け付けを締め切ることがあります。

◇場所 立川地方合同庁舎(立川市)

※確定申告に必要な書類、印鑑、マイナンバーカードなどマイナンバーが分かるもの(マイナンバー通知カードの場合は運転免許証など本人確認できる書類も)をお持ちください。

所得税の還付について

給与所得などのある方で、平成28年中に次のような理由で源泉徴収税額が過納となっている場合は、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- * 住宅ローンなどを借り入れて住宅を取得した
- * 多額の医療費を支払った
- * 寄附金・義援金を支払った
- * 年の途中で退職した
- * 28年分の所得が公的年金等に係る雑所得のみで源泉徴収されている など

郵送での提出は「あきしま」へ

◇宛先 〒190-8565 立川地方合同庁舎立川税務署

税制改正のお知らせ

給与所得控除が見直されます

給与所得の金額は、給与収入金額から給与所得控除額を差し引いて算出します。

この給与所得控除額が段階的に見直され、平成29年度からの給与所得の金額は、右の表のとおりとなります。

▼給与所得の金額

給与収入額	29年度(28年分所得税)	30年度(29年分所得税)から
1000万円超 1200万円以下	(給与収入額×95%)－170万円	給与収入額－220万円
1200万円超 1500万円以下	給与収入額－230万円	
1500万円超		

※給与収入額が1000万円以下の場合は、変更ありません。

国外に住んでいる親族の扶養控除などを受ける方は証明が必要です

28年分の申告から、国外に住んでいる親族(16歳未満の方を含む)についての扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除を受ける方は、親族関係を証明できる書類(戸籍謄本など)と、送金を証明できる書類(外国送金依頼書の控えなど)を添付するか、または、提示することとなりました。

ただし、給与などの年末調整をした方や公的年金を受給している方が、既に扶養控除等申告書に添付または提示をしている場合は、必要ありません。

☆詳しくは、市民税係へ。

申告書の作成に活用を

※申告書の「控」も記入してください。
※宛先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。
国税庁のホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で

は、画面の案内に従って入力すると、自動計算により、申告書などを作成できます。
印刷した申告書はそのまま税務署に提出できますので、ぜひご利用ください。
☆詳しくは、立川税務署 ☎042-523-1181へ。